

令和 6 年 7 月 9 日からの大雨災害により被害を受けた方々へのご支援について

令和 6 年 7 月 9 日からの大雨災害により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法が適用された市町村にお住まいのお客様に対し、以下の通り、可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

- ・お届出印を紛失されたお客様に対する可能な限りの便宜措置
- ・お預かり有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

【災害救助法適用市町村】

※令和 6 年 7 月 9 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

【島根県】 出雲市

([内閣府ホームページ](#))

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上